

**医療機関で支払う
一部負担金の減免制度**

医療機関（病院等）の窓口で国民健康保険被保険者証を提示することで、医療費の一部（一部負担金）を自己負担分として支払うこととなりますが、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害で資産に重大な損害を受けた場合や、事業または業務の休廃止により収入が著しく減少した場合は、この自己負担分の支払いを減額や免除、猶予する制度があります。

詳しくは、住民課へお問い合わせください。

**社会保険など職場の
健康保険に加入した方へ**

職場から被保険者証が交付されたときは、住民課で国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。

手続きがお済みでない、健康保険税（料）を二重に支払うこととなります。

また、社会保険加入後は

国民健康保険の被保険者証は使用できません。使用した場合は、保険分の金額を町へ返還していただくこととなります。

必要なもの

- ・ 社会保険など職場の健康保険から交付された被保険者証
- ・ 国民健康保険の被保険者証
- ・ 印かん

◆問い合わせ

- ◎ 国民健康保険制度のこと
住民課国保年金班
- ◎ 国民健康保険税のこと
税務課収税班

☎(84) 1214



**整骨院・接骨院(柔道整復師)の正しいかかり方
はり・きゅう・マッサージ**

柔道整復師(整骨院・接骨院)・鍼灸師などが行う施術は、被保険者証が「使える場合」と「使えない場合」があります。柔道整復師・鍼灸師は『医師』ではないため、施術の行為が限定されています。健康保険の適用が認められない場合は全額自己負担となりますので、施術前にしっかり確認しましょう。

●施術についてお尋ねする場合があります

国民健康保険の被保険者証を使って施術を受けられた場合は、後日、施術日や施術内容をお尋ねする場合があります。医療費適正化のために、ご協力をお願いします。

	被保険者証が使える場合	被保険者証が使えない場合
柔道整復師 整骨院・接骨院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外傷性のねんざ・打撲（スポーツでのねんざ等） ・ 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術 ・ 応急処置で行う骨折・脱臼の施術（応急手当後の施術には医師の同意が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労など ・ 病気（内科的原因による疾患）によるこりや痛み ・ 脳疾患後遺症等の慢性病 ・ 症状の改善がみられない長期の施術 ・ スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術 ・ 仕事や通勤途上の負傷（労災保険からの給付となります） ・ 保険医療機関で治療中、同じ対象疾患で同時期に施術を受ける場合
はり・きゅう・ マッサージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ はり・きゅうで対象となる主な疾患（神経痛、腰痛症、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、頸椎捻挫後遺症） ・ マッサージで対象となる主な症状（関節拘縮、筋麻痺） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単なる疲労からくる肩こりなどに対するマッサージなど ・ 保険医療機関で治療中、同じ対象疾患で同時期に施術を受ける場合 ・ 医師の同意がない場合

◆問い合わせ 住民課国保年金班 ☎84-1214